

平成22年度 外部評価指摘事項一覧

資料4-2

指摘対象 団体	局	事業名	団体への支出内容	所管課	指摘事項	指摘の対象	指摘内容の分類	指摘事項への対応内容（H23年度末現在）	進捗状況
(財)札幌市青少年女性活動協会	市民まちづくり局 環境局	市民活動サポートセンター運営管理費 男女共同参画センター運営管理費 環境プラザ運営管理費	札幌エルプラザ公共4施設指定管理費	市民自治推進室市民活動促進担当課 男女共同参画室男女共同参画課 環境都市推進部環境計画課	札幌エルプラザ公共4施設は、貸室・貸ホールとしての認知度は高いものの、ソフト事業・サービスに関する認知度は必ずしも高くは無い可能性がある。このため、市は、これらに関する市民の認知度がどの程度なのか、可能な限り現状を把握すること。 また、現行の事業評価・出資団体評価では、いずれも施設利用者数等のハード面での活用度が指標となっており、団体の事業面での取組が実際に施策及び施設の設置目的の達成にどのように寄与しているか、市民の目線からすると必ずしも明確にはなっていない。当該施設の指定管理者が非公募により選定されていることを踏まえ、これらについても継続的に明らかにしていくことが必要と考えられる。 ついでに、市は、施策及び施設の設置目的に照らして、各種事業運営が貸室等の施設運営と一体となって寄与していることを継続的に評価するための方法や指標の設定について検討すること。	市	評価方法や指標の改善	男女共同参画に関する市民意識調査（H23年7月）、利用者アンケート（H24年3月）を実施し、施設の設置目的の理解につながる調査項目により市民の認知度の把握と向上を図ったほか、事業参加者へのアンケートの項目に満足度を加えるなど積極的に市民評価の把握に努めた。 市は、上記の調査結果を基に市民の設置目的理解の浸透度を把握し、指定管理者が4分野における活動拠点である施設を活用した事業展開の実施計画状況のヒアリングを行った。 また、男女共同参画センター事業検討会議による事業評価とその公表、施設目的の達成に向けた運営について市民に周知するためのガイドブックの発行やブログによる事業成果の公表、ポータルサイトの改修と改修後のホームページへのアクセス状況により認知度の把握に努めているほか、単なる貸室にならないよう共催事業において4分野に関する啓発の時間を組み入れるなど、さまざまな形態により啓発を行った。事業実績についても、館内におけるポスター掲出やホームページでの紹介などの手法で利用者や一般市民に向けて公表した。	B
(財)札幌市青少年女性活動協会	市民まちづくり局 環境局 子ども未来局	市民活動サポートセンター運営管理費 男女共同参画センター運営管理費 環境プラザ運営管理費 団体への改善指導	札幌エルプラザ公共4施設指定管理費	市民自治推進室市民活動促進担当課 男女共同参画室男女共同参画課 環境都市推進部環境計画課 子ども育成部子どもの権利推進課（団体所管課）	札幌エルプラザ公共4施設に設置されている情報センターは、関係4分野の情報・資料提供に特化しているという特殊性があり利用者層が限定されるとは言え、その立地条件や複合公共施設の玄関的機能を担っていることを考えるとより一層の活用が望まれる。 ついでに、市及び団体は協力して、複合公共施設の各目的に沿って施策及び施設の認知度をより高める視点も含め、利用率（魅力）向上のための方策について検討すること。 なお、検討にあたっては、自主事業を通じた展開も十分にあり得る。その際、必要な対価を得つつ十分な市民サービスの向上を図ることは市民からも評価し得る取組であると考えられるので、このような視点も含めた検討を期待する。	団体・市	事業の内容やあり方の検討	情報センターのあり方を再検討し、利用率向上を目指して情報発信の場としての活用に力を置くことを試みた。（H23年6月：レイアウト変更、H23年7月：リニューアルオープン） 4分野の専門施設としては、4分野に関連する図書を用いた市民参加型事業（読書会：9回で297名の参加、ブックトーク：3回で138名の参加等）や関連団体からの資料提供を実施したほか、市民活動団体が情報発信するための事業（仕事と子育ての両立を考えるシンポジウム等）、情報活用事業（3・11以後のメディアのみかた講座）を展開した結果、利用者数が増加した。（H22:36,448人 H23:42,943人） 情報センターにおけるイベント事業開催日は、H23年度で45日間（H22は3日間）であった。 また、賑わいづくりの一環として、共同作業所運営の喫茶店（施設内に入居）及び共同作業所事業及び起業を目指す女性の活動支援事業として、情報センター前での移動式カフェを実施した。（週6日程度設置、自主事業収入はなし）	A
(財)札幌市青少年女性活動協会	子ども未来局	子ども劇場運営管理費 児童会館運営管理費	平成21年度札幌市児童会館及び札幌市子ども人形劇場管理業務	子ども育成部子ども企画課	児童会館の運営に関しては、放課後児童健全育成の場として札幌市全体で一定のサービス水準を確保した上で、地域ごとに特色ある施設運営がなされることも有意義と考えられる。団体においては、既に、ブロック制、地域団体との連携や子どもが運営に参加する仕組み等を導入しているが、これまでの指定管理者評価や出資団体評価には、このような一定区域ごとの評価が必ずしも明確に反映されていない。 ついでに、市は、透明性を高めつつ管理水準をより一層向上させるため、指定管理者制度におけるモニタリングや評価を一定区域ごとに行う仕組みについて、検討し改善すること。	市	評価方法や指標の改善	地域のニーズ等に応じた各館毎の特色ある取組をさらに活かし、利用者の満足度、ひいては管理水準の向上を目指すために、平成23年度の児童会館事業に係るセルフモニタリングについて、指摘を踏まえた項目の見直し等を行ったうえで実施した。 セルフモニタリングの結果について、今後、各館毎に分析及び評価を実施するとともに、その結果を一定区域ごとと比較し、事業運営の改善に反映させていく。	B

平成22年度 外部評価指摘事項一覧

資料4-2

指摘対象団体	局	事業名	団体への支出内容	所管課	指摘事項	指摘の対象	指摘内容の分類	指摘事項への対応内容（H23年度末現在）	進捗状況
(財)札幌市青少年女性活動協会	子ども未来局 教育委員会	子ども劇場運営管理費 定山溪自然の村運営管理費	札幌市子どもの劇場指定管理費 平成21年度定山溪自然の村管理業務	子ども育成部子どもの権利推進課 生涯学習部生涯学習推進課	指定管理施設の評価について、高い利用率等をもって施設の有効性や指定管理者の成果としている例が散見される。 しかし、各施設は、単なる貸館施設ではなく、特定の目的のために設置された公の施設である。このため、利用率のみならず、そこで提供される公共サービスや利用時間など施設運用面に関する市民ニーズを把握し、運営の改善に生かすことが重要である。 については、市と団体が協力して、市民ニーズの把握に努め、施設運営に生かしていくこと。また、このような視点からの成果指標を可能な限り定量的な形で設定し、施設の有効性の評価・検証を行うこと。	団体・市	評価方法や指標の改善	アンケート項目に、各実施事業に対する要望についての項目を追加し、施設やプログラムの内容改善に活かした。(劇場事例:身障者用ベット等の設置の要望を受け、トイレ改修を行った。自然の村事例:山歩きプログラムにおいて、観察ポイントを増やしてほしいという要望を受け、次年度のプログラムに生かした。) また、利用者との懇談による意見交換の場を設けたり、各事業終了後にアンケート及び直接参加者との意見交換を実施し、事業運営に反映させた。(劇場事例:集客方法についての意見交換を行い、劇場側と利用者側の相互協力を確認した。自然の村事例:利用者との意見交換をもとに、集客方法について施設側と利用者側の相互協力を確認したり、大型テントに対応するため、テントサイト2区画分を使用できるサイトを新設した。) なお、新たな成果指標としては、施設の有効性の評価のため、「事業定員に対する応募者の割合」を設定、目標値を150%とした。結果は概ね125%であり、目標値には届かなかったが、市民ニーズと事業計画のバランス度合いを測るうえで有効な指標となり、次年度の事業計画策定に活かすことが出来た。	A
(財)札幌市青少年女性活動協会	子ども未来局	団体運営に関すること(団体への改善指導)		子ども育成部子どもの権利推進課	団体の収益に占める市への依存度は極めて高く、団体が公益法人を取り巻く環境の変化に的確に対応しつつ、安定的、継続的に設立目的に即した機能を発揮していくためにも、自主財源比率の向上を図っていくことが必要と考える。 特に、団体においては、既に滝野自然学園における自主事業の実施など一定の取組がなされており、説明のあった専門性やノウハウを更に活用していくことにより、自立性をより高める余地もあるものと見受けられる。 については、団体においては、市民ニーズを積極的かつ的確に把握した上で、中長期的な観点から、団体が有する物的・人的・知的経営資源の戦略的な活用に留意しつつ、自主財源比率の拡大に向けた方策について検討すること。	団体	団体運営の改善	指定管理施設の自主事業として、利用者の利便性をより高めるため、有料で通信機器の貸し出しを行ったり、施設ボランティア等との協働により、グッズ販売などを継続して実施した。 また、自主事業の収益等を活用し、被災地支援事業として、福島県の子どもたちを対象にのべ123名を受入れ、夏と春にキャンプを実施し、当協会の野外施設を中心とした活動のほか、劇場や児童会館で札幌の子どもたちとの交流を盛り込むなど、協会全体で横断的に取り組んだ。	A
(財)札幌市青少年女性活動協会	教育委員会	野外教育事業費	野外教育事業に係る指導業務	生涯学習部生涯学習推進課	業務を受託し得る団体が当該団体のみとして随意契約により執行する妥当性について、実施に係る人的・技術的要件等を明確化した上で、例えば同種の事業を実施する団体へのアンケートで確認する等の方法により、客観的に明確化すること。	市	事業の担い手の検証	行政評価により、当該業務に係る事業である「野外活動指導員研修及びアタックキャンプ」のあり方を検討した結果、平成22年度末をもって事業廃止としたため、委託契約がなくなった。	- (事業廃止)
(財)札幌市青少年女性活動協会	教育委員会(平成24年度より子ども未来局が所管)	青少年センター等運営管理費	札幌市青少年センター及び札幌市勤労青少年ホーム管理業務	生涯学習部生涯学習推進課(平成24年度より子ども育成部育成・支援担当課が)	青少年センター等に関しては、出資団体評価、事業評価とも利用者数を指標として設定してきたが、その有効性を評価する上では十分ではなかったものと考えられる。 更に、青少年センター等に代わって設置された若者支援施設においては、その施設の性格から利用者や地域のニーズを踏まえた運営がより重要であると考えられる。 については、市及び団体は、利用人数のみならず施設の設置目的の達成や各種ニーズへの対応に関する成果指標を設定し、施設運営の改善に生かしていくこと。	団体・市	評価方法や指標の改善	初年度に設定した指標に対する平成23年度実績は、進路決定者数目標100名のところ154名(自立支援登録者数511名)、団体間の交流促進機能がありイベント等の情報配信が受けられる若者活動センターにおける若者団体ネットワークに新規登録した団体数目標100団体のところ155団体、地域活動に参加した若者数目標1,000名以上のところ7,793名(延べ人数)と、いずれも目標を上回った。 また、インターネットによる若者の集団活動における意識等のアンケート調査を実施し、今後の運営に活かしていく予定である。	A

平成22年度 外部評価指摘事項一覧

資料4-2

指摘対象団体	局	事業名	団体への支出内容	所管課	指摘事項	指摘の対象	指摘内容の分類	指摘事項への対応内容（H23年度末現在）	進捗状況
(財)さっぽろ健康スポーツ財団	保健福祉局	高齢者筋力向上トレーニング事業	高齢者筋力向上トレーニング事業	保健福祉部介護保険課	事業開始から相当の期間が経過しており、また、他都市の事例からも、当団体のみが事業を実施し得る唯一の団体とは言えない可能性がある。 については、市は、他都市での委託事例等を参考に、事業を実施し得る事業者に対して業務実施の可能性をアンケート等により確認するなどして、より競争性を発揮し得る発注形態について検討すること。	市	事業の担い手の検証	介護予防事業等の支援について定めている国の地域支援実施要綱において、その実施場所として、保健センター、健康増進センター、老人福祉センター、公民館などの市町村が適当と認める施設で実施することが規定されており、札幌市では、「健康づくりセンター」にて行うこととしている。 そのため、当該施設の指定管理者へ委託契約をすることが最も適当と判断している。 なお、今後、健康づくりセンターの指定管理業務として実施することの可否について、検討を進める。	B
(財)さっぽろ健康スポーツ財団	保健福祉局 観光文化局	健康づくりセンター運営管理費 体育施設運営管理費	平成21年度札幌市健康づくりセンター指定管理費 ・平成21年度スケート施設グループ指定管理費 ・平成21年度スポーツ交流施設指定管理費 ・平成21年度屋外競技場施設グループ指定管理費 ・平成21年度温水プールグループ指定管理費 ・平成21年度体育館グループ指定管理費 ・平成21年度藤野野外スポーツ交流施設指定管理費 ・平成21年度美香保体育館指定管理費	保健所健康企画課 スポーツ部施設課	指定管理者の公募について、例えば体育施設におけるグループ制の導入自体は他都市でも事例があり、また、管理効率や各種大会への対応等が必要となるとの説明から、複数施設の一括指定を例外的に行うことを必ずしも否定するものではない。 ただし、指定管理者制度の趣旨は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、「市民サービスの向上」と「経費の縮減」を図ることにある。このため、市は、体育関係施設や健康づくりセンターへの応募が団体のみであった理由について、客観的に検証し、制度趣旨の発揮に向け改善すべき課題があれば、これを反映させる努力が必要と考える。 ヒアリングにおいては、札幌市の事例とは異なるもの他都市の指定管理者となっている民間事業者の声も紹介されており、札幌市の募集に関する応募者側の意見等を収集することや他の政令市等での公募方法と比較することが、説得的な検証方法の一つになり得るものと考えられる。 については、市は、次回指定管理者更新時期に向け、申込資格や募集単位などの公募のあり方について、民間事業者（申込説明会への参加団体や過去の応募団体、他都市の指定管理者等）への聞き取り、他都市での公募方法との比較などの方法により客観的な形で検証し、必要に応じ改善を図ること。	市	事業の内容やあり方の検討	健康づくりセンター運営管理費 健康づくりセンターの募集におけるグループ化について検討した。医療スタッフは中央に医師・保健師・看護師・放射線技師・管理栄養士を配置し、西には保健師・管理栄養士を配置しているが、中央が本部機能を担い東及び西と連携して業務を行っている。また、運動指導員も効率的になるように3館へ配置し、市内や近郊地域への派遣などに対応している。単館管理になると非効率なため、各館の連携による効率化を前提としており、グループ化による募集は必須要件となる。このため、グループ化以外の募集要件について、次期指定管理更新時期までに検証を行い、その要件の精査を行っていく。 なお、平成22年度の市民評価（事業仕分け）の判定結果を受け、平成23年10月に各健康づくりセンターの利用者に対して利用の満足度、運動の効果、民間スポーツクラブとの相違点、利用料金の見直し等のアンケート調査を行った。平成24年3月には、無作為抽出した市民を対象として、健康づくりセンターの利用状況や、市民が健康づくりセンターについてどのように考えているか、アンケート調査を行った。今後は調査結果を元に、募集要件も含めて「健康づくりセンターのあり方」について検討していく。	C
					体育施設運営管理費 平成23年度に各政令市の体育施設に関する指定管理者の募集単位やグループ化の考え方についての調査を行った。その結果、ほとんどの政令市において、施設種別や地域別にグループ化し指定管理者を募集していたが、グループ化の有無、グループの大小などによる応募者数への影響は見受けられなかった。 今後も、この調査結果などを参考とし、次回指定管理者更新時期に向けて継続して検討していく。			B	

平成22年度 外部評価指摘事項一覧

資料4-2

指摘対象 団体	局	事業名	団体への支出内容	所管課	指摘事項	指摘の対象	指摘内容の分類	指摘事項への対応内容 (H23年度末現在)	進捗状況
(財)さっぽろ健康スポーツ財団	観光文化局	学校開放事業運営費 文化活動練習会場学校開放事業費	平成21年度札幌市学校施設開放事業関係業務(体育分) 平成21年度札幌市学校施設開放事業関係業務(文化分)	スポーツ部企画事業課	ヒアリングにおいては、学校開放事業を随意契約により行う理由として、20年以上に渡る団体の事業運営実績が挙げられ、事業が存続する限り団体への委託を継続するとの説明があった。しかし、団体への事業の委託を開始した当初とは社会経済情勢も変化しており、民間事業者の事業分野は拡大しそのノウハウ等も向上しているものと考えられる。このため、市は実績を随意契約の理由とするこの妥当性について検証する必要がある。 については、市は、学校開放事業の業務を行う上で必要となる要件を業務の内容、性質等の面から個別具体的に明確化した上で、これらの業務内容等が「実績の無い団体においては実行困難なのか」について、個々の要件や過去の業務収支の状況等を示して民間事業者を確認するなど、客観的な方法で具体的に検証すること。 なお、本事業の規模は非常に大きく、業務内容も多岐に渡っていると考えられることから、検証に際しては、効率性の確保を前提としつつ、業務や区域の分割可能性についても十分に考慮すること。	市	事業の担い手の検証	指定管理者制度導入後の情勢変動等について助案のうち、業務内容、性質などについて改めて精査し、以下の要件を満たして、当該業務を受託できるのは、体育館グループの指定管理者であるとの判断に至った。 このことを踏まえ、今後は、次回の体育館グループの指定管理者の選定に向けて、本事業を指定管理者の業務として位置づけて実施することの可否について検討を進めていくこととした。 要件：開放事業を実施するための拠点を各区に有していること。 理由：センター管理校(173校)、自主管理校(111校)の市内ほとんどの小中学校を開放している状況を踏まえ、各開放校(体育振興会を含む)との利用調整や利用者対応(利用日直前の利用申込やキャンセル、苦情対応)を円滑に行うとともに、利用者等の利便性を向上させるため。 要件：事業の実施にあたって不可欠な予約情報システムの管理端末(学校開放事業の予約管理のほか、指定管理施設の予約管理も一括で行っている)は、現状では、指定管理施設にしか設置していない。 理由：新たな設備投資等を行うよりも、既存設備を活用することが効率的な事業実施につながる。また、個人情報保護の観点からも、これらの端末の設置については、必要最小限とすべきである。	B
(財)さっぽろ健康スポーツ財団	観光文化局	学校開放事業運営費	平成21年度札幌市学校施設開放事業関係業務(体育分)	スポーツ部企画事業課	学校開放事業におけるスポーツ教室は市の要領において団体のみに認められており、その理由は団体が市のスポーツ行政実施のために設立されたものであるから、とのことだった。 しかし、団体の設立目的が市の事業等の趣旨目的等に一致しているとしても、そのことのみにより事業等の担い手を団体に限定する必然性が生じるとは言えず、社会経済情勢の変化に合わせて、担い手を多様化することで、より効果的な事業目的の達成につながることも考えられる。 については、市は、以上の観点を踏まえ自主事業の実施主体を団体に限定する必然性について再度検証すること。	市	事業の担い手の検証	学校開放事業におけるスポーツ教室の実施主体を限定する必然性について検証した結果、スポーツ教室の実施に当たっては、さっぽろ健康スポーツ財団と同様に、スポーツ振興を大きな目的とし、この事業で営利を追求しないのであれば、その実施を否定するものではないことを確認した。 ただし、このスポーツ教室については、学校開放事業の市民利用が圧迫されないようにしなければならず、実施主体となりえる団体の要件、実施方法について検討を重ねている。 また、当面は、学校開放の利用状況等を確認しながら事業を実施できる学校開放事業受託者をその実施主体とすべきと考えているところであるが、この件と並行し、学校開放事業を指定管理者の業務として位置づけて実施することについての可否を検討していく予定であることから、その結果も踏まえながら検討を進めることとした。	B
(財)さっぽろ健康スポーツ財団	観光文化局	その他体育振興指導費 学校開放事業運営費 文化活動練習会場学校開放事業費	スポーツ普及振興業務 平成21年度札幌市学校施設開放事業関係業務(体育分) 平成21年度札幌市学校施設開放事業関係業務(文化分)	スポーツ部企画事業課	指定管理施設において行う委託事業については、指定管理者の業務の範囲に含めることが可能か否かについて適宜見直しを行っているとのことであるが、現状でも指定管理施設において委託事業が実施されている。 については、市は、当該委託事業を指定管理業務の範囲に含めることが可能か否かについての検証・見直しを今後も継続すること。 なお、検証・見直しにあたっては、事業のあり方(必要性や積算の妥当性、継続見込みなど)のほか、業務の分割による競争性の導入・向上や、効率性・透明性の向上に向けたその他の事業実施方法の変更についても留意すること。	市	事業の内容やあり方の検討	上記の検討事項とあわせて、指定管理者の業務として実施することの可否について、引き続き、検証を進めている状況である。	B

平成22年度 外部評価指摘事項一覧

資料4-2

指摘対象団体	局	事業名	団体への支出内容	所管課	指摘事項	指摘の対象	指摘内容の分類	指摘事項への対応内容（H23年度末現在）	進捗状況
(財)さっぽろ健康スポーツ財団	観光文化局	体育施設運営管理費	平成21年度藤野野外スポーツ交流施設指定管理費	スポーツ部施設課	当該施設（藤野野外スポーツ交流施設）の整備の背景として、平成12年のスポーツ振興審議会からの答申（市民のスポーツに対する意識の醸成、札幌型地域スポーツクラブの推進、自然フィールドを楽しむ機会の充実）等が挙げられた。しかし、このうち地域総合スポーツクラブについては、既に事業検証を終え、事業において設立されたモデルクラブも平成22年度末をもって解散する予定とのことである。 また、審議会の答申における他の項目についても、施設の整備時点と現在では状況が大きく変化しており、当該施設とは異なる手法や主体により十分に対応し得ることも想定される。 については、市は、次回指定管理者更新時期に向け、改めて、当該施設のあり方について検証すること。	市	事業の内容やあり方の検討	当該施設には、道内他都市にはないリージュコースがあり、また、ゲレンデを利用したさまざまな教室での利用など、「自然フィールドを楽しむ機会の充実」等を図るうえで重要な施設であることから、今後も継続していくこととした。 今後も、他のスキー場の利用者の推移等を見ながら、当該施設の今後のあり方について検討を継続していく。	A
(財)さっぽろ健康スポーツ財団	観光文化局	団体自主事業の改善		スポーツ部施設課	団体は、医師、看護師、保健師、レントゲン技師等の専門スタッフを配置し、指定管理業務における健康度測定等のほか、受託事業・自主事業として各種検診事業を実施しているが、超高齢社会を迎え、介護予防に関するニーズも急増している状況等を踏まえると、当該スタッフの専門性をより一層活用していくことが可能とも考えられる。 については、団体においては、指定管理業務、受託事業、自主事業全体での人員配置も踏まえた収益率の向上の観点から、その高度な専門性を経営資源としてより有効に活用することのできる事業展開について検討すること。	団体	事業の内容やあり方の検討	団体は、市民が健康的な生活習慣を身につけ、病気や要介護状態を防ぐ「一次予防」に重点を置いた自主事業を展開し、さらに、「二次予防」「三次予防」にまで着目した利用者の受入を、可能な限り拡大している。 また、団体は医療系専門スタッフを外部に派遣し、講話や講義をとおり、健康づくりの啓蒙と多くの市民に利用してもらうための施設PRに努め、収益につなげている。 本市は、健康づくりセンター管理業務に関する基本的方針に則り、引き続き、団体の経営資源を十分活用しながら、収益率の向上を視野に入れた事業展開を指導することとしたい。	A
(財)さっぽろ健康スポーツ財団	観光文化局	スポーツ事業促進助成費	平成21年度学校開放本部経費相当額及び減収補填額に係る補助金	スポーツ部施設課	団体保有のプールロッカーについて、市の政策上料金を減免していることから当該減収相当分を補助しているという経緯は理解できる。ただし、仮に市が施設の備品としてプールロッカーを直接設置した場合を想定すると、これまでのプールロッカーの収支上、必要以上の経費を要している可能性もある。このため、今後に向け同様の手法を継続すべきか否かについては効率性の面で疑問が残る。 また、そもそも、公の施設としてのプールに団体保有のロッカーが設置される必然性は無いことから、市が直接ロッカーを設置することも含め、指定管理者の更新と合わせてロッカー設置主体のあり方について検討すべきものと考えられる。 については、市は、以上のような観点も踏まえて、次回指定管理者更新時期に向け、当該補助の継続及びプールロッカーの設置手法について検討すること。	市	事業の担い手の検証	プールロッカーの設置状況や、プールロッカーにかかる事業収支等について調査を行った。その結果を踏まえ、次回指定管理者更新時以降は、市が設置主体となる方向で調整を進めていく。	B

平成22年度 外部評価指摘事項一覧

資料4-2

指摘対象 団体	局	事業名	団体への支出内容	所管課	指摘事項	指摘の対象	指摘内容の分類	指摘事項への対応内容（H23年度末現在）	進捗状況
(財)さっぽろ健康スポーツ財団	観光文化局	団体運営に関すること		スポーツ部施設課	<p>団体においては、公益法人を取り巻く環境の変化に的確に対応しつつ、安定的、継続的に設立目的に即した機能を発揮していくために、指定管理施設によらない自主財源比率のより一層の向上を図っていくことが重要と考える。</p> <p>特に、現状の団体の主たる事業領域は市のスポーツ施設及び健康づくり施設の管理運営であるが、これらは全て公募による指定管理者としての業務である。団体は現実に指定を受けていることから優れた管理運営ノウハウを有していると考えられるものの、制度上、全ての施設の指定を継続的に受け続けることが保証されるものではない。リスク管理の観点から、施設運営に頼ることなく経常的な収益を得ることのできる事業領域を開拓、拡大していくことは経営上の主要課題と言える。</p> <p>団体からは、今後の指定管理施設によらない事業展開の拡充についても取組姿勢が明確にされており、また、評価の過程からは、団体がそのノウハウを十分に有することも想定されるが、一方では、より効率的に経営面での検討を進めることも有意義と考えられる。</p> <p>については、団体は、民間経営の専門家等の視点を活用することも視野に入れながら、更なる取組を検討すること。</p>	団体	団体運営の改善	<p>団体はその設立趣意書に示されている活動の本来目的である「健康増進とスポーツの普及振興」に寄与するため、本市が公募するスポーツ施設及び健康づくり施設の指定管理者として引き続き選定されることは、団体の長期的ビジョンの根幹を成すことに変わり無く、平成23年度においても、これまで培った優れた管理運営ノウハウのもと、更なる効率化を図るとともに、市民の目線にたったサービス向上に取り組んだ。</p> <p>本件指摘事項の主要課題である「指定管理施設の運営に頼ることなく経常収益を得ることが出来る事業領域の拡大」への取り組みについては、公益法人制度改革に伴う移行法人の形態によって大きく左右されることとなるが、当団体は、一般財団法人への移行方針を確定したことから、当該方針に即して、更なる検討を進める。</p> <p>また、効率的な運営とコスト縮減に向けた取組としては、引き続き民間のファシリティマネジメント専門会社と業務提携し、LED電球への切り替えなど省エネ並びに施設設備の延命対策に積極的に取り組んでいる。</p> <p>なお、平成24年度から民間企業出身者を理事長として迎え、民間経営の視点で財団運営に取り組む始めたところである。</p>	B
(財)札幌市住宅管理公社	都市局	団体運営に関すること		市街地整備部総務課	<p>団体の平成21年度決算上、特定資産に計上されている資産について、用途が特定されていないものが見受けられ、現状の決算処理では会計上の妥当性を欠くものと考ええる。</p> <p>については、これらの資産をこのまま特定資産に区分するのではなく、用途の明確化について検討し、適正に管理すること。</p>	団体	団体運営の改善	<p>H22年度に定めた内部留保資金等活用計画において、当該資産の用途が明確化されたことから、活用計画に基づきH26年度までに全額を支消する予定である。</p>	A
(財)札幌市住宅管理公社	都市局	団体運営に関すること		市街地整備部総務課	<p>団体は、収入に占める市への依存度が極めて高く、公益法人を取り巻く環境の変化に的確に対応しつつ、安定的、継続的に設立目的に即した機能を発揮していくためには、自主財源比率の向上を図っていくことが必要と考える。</p> <p>現状の事業範囲においてはこのような取組も限定されることが想定されるものの、今後団体が自立性や優位性を発揮し得る事業領域として、専門領域である建築分野や既に取組が開始されている福祉分野における人材・ノウハウを活かした市民ニーズへの対応なども具体化に向け取組を進める価値はあるものと考えられる。</p> <p>については、団体においては、これらの取組の具体化や団体の優位性を発揮し得る事業領域の開拓も含め、中長期的な観点から、自立性のより一層の拡大について検討すること。</p>	団体	団体運営の改善	<p>団体の優位性を発揮しうる事業領域の拡大について検討するに当たり、地域における見守り体制の検討、職員の資質向上に資する研修などを実施した。</p> <p>今後も、これらを継続していくとともに、これまで培った保全ノウハウ等を活かして、専門領域である建築分野においても、団体としての優位性を発揮し得る事業領域への進出可能性及び団体としての自立性拡大の可能性について検討を進めていく。</p> <p>平成23年度研修実績 (研修回数) 8回 (研修参加延べ人数) 133名</p>	C

平成22年度 外部評価指摘事項一覧

資料4-2

指摘対象 団体	局	事業名	団体への支出内容	所管課	指摘事項	指摘の対象	指摘内容の分類	指摘事項への対応内容（H23年度末現在）	進捗状況
(財)札幌市住宅管理公社	都市局	維持費(指定管理者分)	札幌市営住宅管理業務	市街地整備部住宅課	<p>指定管理者の非公算理由として、団体が事業者撤退等に対応し得る機能を担う存在であるという説明がなされたが、例えば、10区の市営住宅において複数の事業者が指定管理者となれば、1事業者が撤退しても、残りの事業者がその役割を担うという考え方も有り得る。</p> <p>また、団体のこのような機能を堅持する理由として挙げられた内容は、民間事業者が営利を追求し引き受けを拒否するなどの可能性について述べられたものであり、客観的なものとは言い切れない。</p> <p>ただし、安定的・効率的な管理運営を確保する上では、事業者撤退の可能性のほか、民間事業者との協定やモニタリング等のあり方、適正な修繕の確保方策、指定管理者と入居者の適正な費用負担の維持方策等、検証すべき点も多数存在する。</p> <p>については、市は、次回指定管理者更新時期に向け、安定的・効率的な管理運営を確保するための「事業者撤退等への対応」と「競争性の導入促進」の両立について、他都市事例の詳細な検証や民間事業者への聞き取りなどの方法により、可能な限り客観的にその可能性を検証すること。</p>	市	事業の内容やあり方の検討	<p>これまでの検討により、「事業者撤退等への対応」と「競争性の導入促進」のため、平成25年度中に行う指定管理者更新に係る募集・選定については、公募エリアを拡大する方向性で検討を進めている。</p> <p>しかしながら、市営住宅入居者の生活に直結する問題である「事業者撤退等への対応」については、慎重に検討・検証を行う必要があることから、当面は、市営住宅の管理ノウハウを蓄積している社の関与を一定程度残しつつ検証を行っていく。</p>	C
(財)札幌市住宅管理公社	都市局	維持費 維持費(指定管理者分) 市営住宅大規模修繕費	<p>-1 札幌市営住宅等の管理業務 -2 家賃等の収納事務に関する委託料 -3 札幌市営住宅、新設団地管理業務(厚別区)事業費</p> <p>札幌市営住宅管理業務</p> <p>札幌市営住宅等の管理業務</p>	市街地整備部住宅課	<p>市営住宅が市民の生活上のセーフティネットとしての機能を担う一方、入居倍率が高く全ての需要に対応できない状況を踏まえると、対象者の棲み分けを図り、緊急の事由から真に必要に迫られている方の優先入居や即時入居等の対応が可能な体制とすることも市営住宅のあるべき姿の一つとして考えられる。</p> <p>については、市は、このような体制の構築等も含め、市の関連部局や関係機関との連携により、民間住宅の活用、福祉やまちづくり政策と合わせた施策展開等についての検討を早期に具体化すること。</p>	市	事業の内容やあり方の検討	<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者に対する市営住宅の提供を平成23年3月17日から実施しており、平成24年3月時点で84世帯221名が入居している。今後も今回の被災者のように緊急性の高い方をより迅速に受け入れる体制を構築する。</p> <p>また、引き続き入居希望世帯それぞれの状況を踏まえた選考制度の導入を検討するなど、公募による入居との公平性を熟慮したうえで、市営住宅入居の必要性や緊急性を勘案した仕組みづくりを進めるとともに、平成23年度策定の住宅マスタープランに盛り込まれている民間住宅の活用、福祉やまちづくり政策との連携などについても、今後、具体的な検討を進める。</p>	B

平成22年度 外部評価指摘事項一覧

資料4-2

指摘対象 団体	局	事業名	団体への支出内容	所管課	指摘事項	指摘の対象	指摘内容の分類	指摘事項への対応内容（H23年度末現在）	進捗状況
(財)札幌市住宅管理公社	都市局	団体主要事業「学校等市施設の保全事業」に関連する市事業全て		建築部建築企画課	団体に対して委託を行うことによるメリット等について、ほとんどの業務が再委託を伴うことから、市は業務を直接執行せずに委託を行う合理的な理由を客観的に説明する必要がある。 については、市は委託によるメリットについて、定量的な検証等を行い、可能な限り客観的に明らかにすること。	市	評価方法や指標の改善	市有建築物の計画的な保全（保全推進事業）については対象施設の拡大などから業務量が増大しており、これに対し行政組織のスリム化と事務の効率化を図るため、工事発注にかかる一連の事務作業（調査、設計、積算、工事発注、契約事務、工事監理、検査）を外部委託する必要がある。 この点や指摘を踏まえ、検討を行い、以下の結論に至った。	
(財)札幌市住宅管理公社	都市局	団体主要事業「学校等市施設の保全事業」に関連する市事業全て		建築部建築企画課	団体が保全業務の実施において市と同等の機能を担うことから、団体において業務が実施された結果について、保全業務に求められる透明性、中立性などの機能が確保されていることが求められる。 については、市はこれらの点について随時検証し、その結果について、点検・評価していくこと。	市	評価方法や指標の改善	・委託効果：10億円規模の保全業務を公社へ委託する場合、市が実施する場合に比べ、人件費や事務的経費の削減により、年間12,800千円の財政的メリットが生じる。 ・公社を相手方とする理由 公正な発注事務の実施：当該業務の主たる部分は、発注業務となるが、このことについては、公正性の確保が最重要要素となる。これらを規制するための入札談合等関与行為防止法は、民間企業には適用されず、市の出資が50%以上である公社には適用されるなど、談合等の防止に関する抑止力・牽制機能が働くため。 公平性・中立性の確保：公社では、これまでも地元企業を対象に指名競争入札を実施しているが、平成24年度からは一般競争入札の導入も予定しており、情報公開についても強化を図る予定である。また、随意契約による場合も、市と同様の基準を設けて実施しており、その運用についても、出資団体評価等を通じて、継続的に点検を実施している。	A
(財)札幌市住宅管理公社	都市局	団体主要事業「学校等市施設の保全事業」に関連する市事業全て		建築部建築企画課	再委託を随意契約で行う場合として、「設備機器で製造業者でなければ点検ができない特殊性があるもの」が挙げられたが、技術の進歩等により設備によっては製造業者でなくとも点検等が可能なものが出てきている可能性も大いにある。 団体は、既に出資団体改革アクションプランにおいて契約改善への取組を掲げているが、市においては一部で同種の委託業務においても競争性の導入に取り組んでいる事例もある。 については、団体は、随意契約により執行してきた業務について、今後も可能な限りより競争性等の発揮できる方法を採用するよう取組を継続すること。また、市は、随意契約の取扱いについて市の取扱いとの整合性も含め継続的に点検すること。	団体・市	事業の担い手の検証		
(財)札幌市住宅管理公社	都市局	団体主要事業「学校等市施設の保全事業」に関連する市事業全て		建築部建築企画課	市は、保全工事について委託料を精算しているが、この方法では、団体側に効率化に向けたインセンティブが働かない可能性がある。また、このために、保全に合わせた仕様の見直しや維持管理コストを含めたコスト縮減の取組などを、どのように担保するかが課題となってくるものと考えられる。 については、市は、効率化に向けた団体の自発的な取組を促進する仕組みについて検討すること。	市	事業の内容やあり方の検討	公社が委託業務の効率的な改善やコスト縮減について自発的な取組を実施できるよう、単なる保全工事だけではなく、保全計画の見直しを含む調査業務を合わせて委託しており、そのなかで修繕時期の見直しなどにより市有建築物の維持管理コストの縮減につながる提案が可能な仕組みとなっている。	A